

令和8年御殿場市議会6月定例会議案資料
(新旧対照表)

(第 2 号)

| 件 名 | 頁 |
|------------|---|
| 議案第34号関係資料 | 1 |

御 殿 場 市

議案第 3 4 号関係資料

御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付等)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して民間事業者が設置する多機能端末機（個人番号カード等を使用することにより自動で証明書を交付することができるものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>2及び3 【略】</p> | <p>(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付等)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）</u>を使用して民間事業者が設置する多機能端末機（個人番号カード等を使用することにより自動で証明書を交付することができるものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>2及び3</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> |

